

貧困の定義に関する説明

【子どもの貧困の定義】

「子どもの貧困」を、子ども(18才未満の者)の成長に影響する、

①経済的な困窮(生活困窮)

②親子の生活・心身の成り立ちに寄与する環境と選択肢の欠如(社会的排除)

と位置づけ、

「子どもの^{しあわせ}幸福(well-being)を追求する自由の欠如・権利の不全」と定義します。

①・②については、さらにその内容を詳細に表すと、

①経済的困窮

②経済的不利、環境的不利、能力・特性に見合った支援の欠如の複合的な重なりによる選択肢の欠如・サービスへのアクセスの阻害(社会的排除)

となる。

【基本理念】

“子どもの^{しあわせ}幸福 (well-being)を追求するための権利と自由の保障

～地域で育てる日向の子ども “

上記の定義は、最新の貧困理論を踏まえており、従来のように貧困を経済的困窮からのみ考えようとするものとは異なるものである。これは特にアマルティア・セン(ノーベル経済学賞)のアプローチを採用したものである。

貧困対策は、最低限度の平等の保障を目標とするものである。貧困対策を考える際に重要なのは、その貧困対策がどのような側面の平等に着目し、人びとのどのような側面に貢献するのかを予め想定しておくことである。これは、貧困対策の効果測定を行う際にも非常に重要になってくる。上記の定義は、最低限度の自由の平等の保障を目標とし、子どもが well-being を自身の追求するための自由の拡大および権利の保障に貢献するという貧困対策の理念を導出するためのものである。この理念は、憲法第 25 条とともに憲法 13 条を参照している。

なお、「自由の平等」に着目する貧困対策にとって、経済的困窮への対応は必要(しかも不可欠な)条件であるが、十分条件ではない。同時に、対人援助や環境的不利への対応も必要条件であるが十分条件ではない。財・環境・能力および特性への総合的な支援が、子どもの well-being を追求する自由の拡大に貢献するのであり、これをもって貧困対策の必要十分

条件となるのである。日向市が行ったアンケート調査には、経済歴困窮に関する質問以外の多くの質問項目があったが、それらの1つ1つの諸項目の総合が子どもの自由の拡大／縮小と関係しているのである。

経済的困窮という視点からのみ貧困を理解しようとする場合、低所得であることと well-being を追求するには所得が不足しているということの区別ができない。両者の区別は重要であり、政策および施策に対する評価の視点にも影響する。社会政策・経済政策の動向次第では世帯所得が上がっても well-being を追求する自由は縮小してしまう可能性がある。例えば、福祉の市場化が進展しそれにかかる費用が世帯所得の増加分を超えれば自由は縮小する。また例えば、大学や専門学校の学費の増加分が世帯所得増加分を超えた場合にも、やはり自由は縮小するのである。ここで挙げた例は、経済的困窮という視点からの貧困対策としては、生じている否定的現実に対して肯定的な評価がくだされてしまうという矛盾を含んでいる。上記の定義は、このような経済的困窮によってのみ貧困を捉え、貧困対策を行おうとする場合に生じるいくつかの不都合を回避することができる。逆のケースも想定できる。例えば、福祉・教育の社会化が進展し、貨幣を使用しなくても生活がある程度保障されるようになれば、世帯所得は変わらなくても自由は拡大している可能性が高いのである。このとき、生活者からみれば、世帯所得は変わっていても、家計は楽になったということになるろう。

理解の整理のために、上記の定義および理念の意義を、日向市の具体的な計画案との関係性から、以下の3つに大別して説明しておきたい。

- ①市民総ぐるみの取り組みの促進(地域福祉の促進)
- ②経済的困窮への対応には含まれない施策の整合的な位置づけ
- ③見逃されているケースへの対応
- ④投資アプローチではなく子どもに寄り添ったアプローチという問題提起

①市民総ぐるみの取り組みの促進(地域福祉の促進)

貧困対策にとって市民総ぐるみの取り組みは非常に重要である。しかし、経済的困窮への対応が貧困対策の主になってしまう場合、「居場所づくり」や居場所をかねた「子ども食堂」等の市民による取り組みの位置付けが不明確になってしまう。また仮に貧困の定義を経済的困窮とするかあるいは不明確にしておく場合、市民の取り組みと行政の取り組みの関係性も不明確なままになってしまう。

市民総ぐるみの取り組みは、この度の子どもの貧困対策の重要な柱の一つであるが、上記の貧困の定義およびそこから導出される理念によって矛盾なく整合的に位置づけることが可能となる。重要なのは、市民の取り組みを行政の取り組みと切り離されたものとしないうような定義と理念が必要であり、上記はそのような要請に適うものであるということである。

また、市民総ぐるみの取り組みとしての地域福祉の推進が福祉の社会化の一契機となる

ことを担保するために、同じことだが、地域福祉の推進が福祉の抑制という逆機能を果たさないためにも、貧困の定義および導出される理念はこれを矛盾なく整合的に位置付けるものである必要がある。

②経済的困窮への対応には含まれない施策の整合的な位置づけ

「日向市子どもの未来応援推進計画」第5章(施策の展開)のなかには、経済的困窮への対応だけでないものが多く含まれている。経済的困窮への対応ではないサービスや取り組みを新たに貧困対策の一環として再編成していくのであれば、それがどのような根拠に基づくのかについて示しておく必要がある。上記の貧困の定義および理念は、この諸施策との関係性においても矛盾なくかつ整合的である。

③見逃されているケースへの対応

「貧困＝経済的困窮」という定義からは見逃されているケースへの対応についても上記の定義により明確な位置付けが可能となる。ここでは子どもの虐待、孤食、ひきこもり等のケースが考えられよう。

世帯所得がいわゆる相対的貧困ラインや生活保護基準以上であっても、虐待は世帯内で子どもが排除されている状態であると考えられる。この場合、虐待されている子どもの **well-being** を追求する自由は制限されている状態である。もちろん、虐待の背景には経済的困窮があるかも知れない。しかし、虐待への対応は緊急性を要するものが多いということに鑑みれば、家計の改善という対応と並行して、子どもの自由の拡大に対する直接的なアプローチも必要である。貧困対策における貧困の定義と理念は、この直接的なアプローチの可能性の根拠ともなりうるものである。

子どもの孤食についても同様のことがいえる。日本の母子世帯の母親の就業率は世界的にみても高く、宮崎県の場合はそれよりもさらに高い。一方で、母子世帯の半数以上が経済的困窮状態にあるとみられている。母子世帯の母親の就業率の高さは、母子家庭の母親が経済的困窮を回避しようとしていることのあらわれであると推測できる。このとき、仮に経済的困窮を避けることができたとしても、母親の労働時間が長かったり、労働による疲労によって子どもと過ごす時間が剥奪され、孤食などの問題としてあらわれてしまうことも想定される。こうした場合、経済的困窮状態になくても、子どもの **well-being** を追求する自由が制限されてしまうこともあるだろう。

他にもひきこもり、登校拒否、非行等のケースについても、経済的困窮から考える貧困概念からが見逃されてしまうものがあるだろう。「貧困＝経済的困窮」に依拠した貧困対策は、これらのケースに対応しようとする場合、経済的困窮との関連性の確認という回り道をせねばならないだけでなく、経済的困窮との関連性が確認できなかった場合に対応の根拠がなくなってしまうという弊害があるのである。上記の定義および理念はこうした弊害を回避することができるものである。

④投資アプローチではなく子どもに寄り添ったアプローチという問題提起

子どもの貧困対策は、しばしば「投資」であると考えられている。しかし、「投資アプローチ」は、投資対象の選別と同時に選別されない者の排除を生み出す。また、投資するからにはリターンを求めることになるだろうが、このリターンに対する期待はしばしば特定の人間モデル(勤労倫理に忠実な納税者)の形成期待につながる。これは、完全雇用の達成不可能性や非正規雇用の増加という現実に鑑みれば、将来における排除型社会に貢献するものであって、包摂型社会の形成に貢献するものではない。もちろん、投資アプローチを完全に否定しきすることは生産的ではないが、少なくとも子どもの貧困対策の将来社会に及ぼす影響が、ますます生きづらさを加速するものとならないよう配慮した定義および理念にしておく必要がある。上記の定義・理念は、将来社会への肯定的な影響や展望についても耐えうるものであると考えられる。

以上のように、上記の定義は多くの可能性を含むものである。

文責：志賀信夫(大谷大学)

日向市子どもの未来応援会議副会長